

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2026 年 8 月 13 日

グロービング株式会社

2026 年 8 月 13 日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都港区南青山三丁目 1 番 34 号

グロービング株式会社

代表取締役社長 CEO 田中 耕平



グロービング株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社グロービング吸収分割準備会社（以下「乙」といいます。）は、2026 年 7 月 15 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2026 年 12 月 1 日として、グループ経営管理事業を除く全ての事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

甲の完全子会社である乙を承継会社とした吸収分割であることから、本吸収分割に際して、乙から甲に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

3. 会社法第 758 条 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の資産及び負債の額、本吸収分割によって甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の甲の収益及びキャッシュフローの見込額等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、甲の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

乙の資産及び負債の額、本吸収分割によって乙が甲から承継する予定の資産及び負債の見込額、並びに本吸収分割後の承継会社の収益及びキャッシュフローの見込額等から、本吸収分割の効力発生日以後においても、乙の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

吸収分割契約書

グロービング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社グロービング吸収分割準備会社（以下「乙」という。）は、2026年7月15日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がグループ経営管理事業を除く全ての事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。


第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）グロービング株式会社（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「WAO ホールディングス株式会社」に商号を変更予定。）

（住所）東京都港区南青山三丁目1番34号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社グロービング吸収分割準備会社（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「グロービング株式会社」に商号を変更予定。）

（住所）東京都港区赤坂九丁目7番1号

第3条（権利義務の承継）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。


第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する甲の株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年7月15日

甲： 東京都港区南青山三丁目1番34号
グローピング株式会社
代表取締役社長 CEO 田中 耕平



乙： 東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社グローピング吸収分割準備会社
代表取締役社長 CEO 田中 耕平



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2026年5月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、甲が本事業に関して有する一切の資産（甲が有する株式会社アバランチの株式及び上海巨球協英信息技术有限公司の株式を含む。）。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

- (1) 現金及び預金
- (2) 「3. 契約（雇用契約を除く。）」に定める承継対象外契約に関連する敷金、保証金
その他これらに類する資産
- (3) 乙の株式
- (4) その他、甲及び乙が別途合意する資産

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において、甲が本事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる負債及び債務を除く。

- (1) 未払法人税等
- (2) 未払消費税等
- (3) 「3. 契約（雇用契約を除く。）」に定める承継対象外契約に関連する債務その他これらに類する負債
- (4) その他、甲及び乙が別途合意する負債

3. 契約（雇用契約を除く。）

本事業に属する契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務の全て。但し、以下の契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を除く。

- (1) 甲が締結している組織再編、株式譲渡、事業譲渡その他の M&A に関する一切の契約（基本合意書、最終契約及びこれらに付随するアドバイザー契約、秘密保持契約を含む。）
- (2) 甲が発行した新株予約権若しくは新株予約権付社債に関する契約、甲が交付した

譲渡制限付株式に関する契約、又は甲の株式に関する契約（割当契約、総数引受契約、株主間契約、投資契約、譲渡制限に関する契約及び甲の従業員持株会に関する契約（持株会規約に基づく運営・事務委託契約、奨励金の支給に関する契約その他これらに準ずる契約を含む。）を含む。）

- (3) 甲の株式上場、株式事務、資金調達又は投資家向け広報（IR）に関する契約（株主名簿管理人（信託銀行）との契約、証券会社との引受契約・アドバイザー契約、金融商品取引所との上場契約、証券代行に関する契約、開示書類等の作成・印刷に関する契約その他これらに準ずる契約を含む。）
- (4) 甲のコーポレート・ガバナンス、内部統制システム又は監査に関する契約（会計監査人若しくは監査法人との監査契約、及びグループ会社の統括・管理に関する契約を含む。）
- (5) 甲の取締役、監査役、執行役その他の役員又はこれらの地位にあった者との間で締結した責任限定契約、補償契約その他これらに準ずる契約、及び甲がこれらの者のために締結した役員等賠償責任保険契約
- (6) 甲が締結している保険契約（サイバー保険、火災保険、賠償責任保険、財産保険その他甲が保険契約者となる一切の保険契約を含む。）
- (7) 甲が弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士、弁理士その他の専門家との間で締結している顧問契約その他の専門的役務の提供に関する契約
- (8) 甲が利用する情報システム、ソフトウェア又は情報セキュリティに関する契約（会計システム、グループウェア、クラウドサービス（SaaS）の利用契約、ソフトウェアライセンス契約及び情報セキュリティに関する契約を含む。）
- (9) 甲が自らの本社その他の事務所（以下「事業所」という。）として使用するために締結している建物に係る賃貸借契約（定期建物賃貸借契約であるか否かを問わず、転貸借契約を含む。）、並びに当該事業所に付随して使用する駐車場に係る賃貸借契約、駐車場利用契約その他名称のいかんを問わずこれらに準ずる契約。但し、甲が従業員の社宅その他居住の用に供する目的で締結している建物に係る賃貸借契約及びこれに付随する駐車場に係る契約を除く。

4. 雇用契約

本効力発生日の前日の終了時点において甲に在籍する甲の全ての従業員（但し、グループ経営管理事業に従事する従業員を除く。）と甲との間の雇用契約に関する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。

5. 許認可等

法令上承継可能な本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。

別紙 2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容）

（添付のとおり）

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

資産の部		純資産の部	
現金及び預金	30,000 千円	資本金	15,000 千円
		資本準備金	15,000 千円
総資産	30,000 千円	負債純資産合計	30,000 千円